

大洲市・松山市・宿毛市行政視察報告

平成27年2月

市民民主クラブ

松阪市議会議長 水谷 晴夫 様

はじめに

市民民主クラブでは平成27年2月2日から2月4日にかけて愛媛県大洲市・愛媛県松山市・高知県宿毛市の行政視察を行いました。ここに報告書をまとめて提出いたします。

視察日程 平成27年2月2日（月）～2月4日（水）

視 察 先 愛媛県大洲市
愛媛県松山市
高知県宿毛市

会 派 市民民主クラブ

参加議員 田中 力、中島清晴、松田俊助、永作邦夫、川口 保

報告書作成 愛媛県大洲市－永作邦夫
愛媛県松山市－川口 保
高知県宿毛市－松田俊助

報告者提出 平成27年2月10日 幹事長 松田俊助

愛媛県大洲市の行政視察

視察日 平成27年2月2日（月）

視察事項 大洲市景観計画について

対 応

大洲市議会 議長

向井 敏憲氏

大洲市建設部 都市整備課 課長

篠原 雅人氏

同 課長補佐兼都市計画係担当係長

上野 康広氏

同 専門員兼都市計画係担当係長

樽井 優氏

大洲市議会事務局 事務局長

山田 隆司氏

大洲市役所

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

TEL 0893-24-1736（都市整備部）



1. 大洲市の概要

大洲市（おおずし）は、愛媛県の西部に位置し、人口4万7千人の「伊予の小京都」と呼ばれている。肱川（ひじかわ）の流域にある大洲城を中心に発展した旧城下町である。

2. 大洲市景観計画策定と運用経過について

1) 大洲市における景観行政への取り組みの経緯

平成5年から始まった大洲市の景観行政の取り組みは、次のように進められた。

平成5年

肱川修景護岸に係る検討委員会の設置、整備方針の検討。

- ・マスコミから史実に無い景観の創出が激しい批判。
- ・大洲市としての景観形成基準等が未整備であった。

平成5年度～7年

肱川の800mに及ぶ城壁風護岸の誕生。

平成7年

市役所内に明治・大正・昭和初期の町並みと、歴史的遺産を多く抱える「肱南地区」への公共事業のあり方、官民一体となつての町並みの全体について研究、討議するプロジェクトチームを設置。

約2年半に及ぶ研究活動（地元住民との意見交換をかさねつつ）

平成9年

約2年半に及ぶ研究成果を「肱南地区まちづくり基本計画書」として取りまとめ、報告。この中で、おはなはん通りを中心とする「具体的な町並みの保全方針」に言及。



平成10年度

「愛媛県建築士会大洲支部」の協力を得て、おはなはん通り周辺80棟の物件調査を実施。その詳細を報告書として取りまとめる。

平成11年度

前年度実施の物件調査の結果を参考に、町並み保全にかかる補助制度「おはなはん通り及び周辺地区町並み景観保全対策費補助金交付要綱」を創設し、本格的に町並み保全活動をスタート。

また、まちづくり三法の制定を受け、大洲市中心市街地活性化基本計画を策定

して、エリアに含まれた肱南地区内での具体的事業のなかに、まちづくり基本計画に挙げた事業を位置づける。

平成 12 年度

大洲市中心市街地活性化計画を国に提出。

平成 14 年度

大洲市中心市街地活性化計画に基づく事業として、肱南地区に「大洲まちの駅あさもや」をオープン。



平成 16 年度

(平成 17 年 1 月 11 日、4 市町村合併により新大洲市誕生)

愛媛県と協働で「えひめ町並み

博 2 0 0 4」を開催。夏場以降記録的な動員となり、年間での観光客数は倍増。世界遺産の諮問機関である国際学術会議「イコモス」が、内子・大洲・宇和の三会場で開催される。

大洲城天守復元完了、9 月 1 日にオープン。

平成 17 年度

愛媛県との協議を得て、5 月 2 日付けで景観行政団体となる。

国土交通省の直轄調査の支援を得て、「まちづくり基本調査」の一環として「景観の基礎調査」を実施。市役所庁内に若手・中堅職員からなる「都市研究会」を設置し、「まちづくり交付金事業」及び「計画・計画策定」に関する研究・検討組織として位置づける。初年度においては、景観重要建造物等候補の選定、大洲城ビュースポットの選定などを実施。都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞。

平成 18 年度

4 月から景観行政に係る意識啓発紙「まちのかたち」を創刊。A 4 版 4 ページもの(カラー)として、毎月 1 回発行し、景観計画区域想定地区である肱南地区において地区回覧、市の公式HPに、PDF 形式で掲載している(平成 2 1 年 3 月まで 3 2 回の発行)。5 月からは、市民を対象としたワークショップ「町並み

散策」「おはなはん通り塗り絵ワークショップ」などを実施。おはなはん通りでは、新たな水路整備による道路幅員の減少等を疑似体験する「緑の実証実験」も開催した。12月には、景観計画策定の検討中枢組織として、民間委員14名から成る議論を開始した。また、国の2度目の直轄調査支援を得て、3月に景観意識調査を実施。

平成19年度

「大洲市景観検討委員会」を計5回、「大洲市景観検討協議会」を計3回開催、し3月末までに景観計画の素案を策定した。2月には景観計画の説明会に併せて、景観を切り口にした「まちづくりシンポジウム」も開催。町並み景観や市街地に残る自然景観の意味などについてパネルディスカッションを行った。景観計画上最も重要となる「景観形成基準」の素案については、継続して月1回のペースで発刊。

町並み散策については、子供たちを対象に、大洲小学校6年生と大洲南中学校1年生の総合学習の一環として実施した。

平成20～22年度

19年までに策定した景観計画素案を微調整し、7、8月の2か月間にわたりパブリックコメントを実施。これに並行して、市内8箇所です素案に係る説明会を実施した。結果、文書での提出意見が7件、説明会での意見が21件として取りまとめられた。これらの意見を参考にし、景観計画（案）を作成し、12月から1月にかけて2度目のパブリックコメントを実施。景観条例を3月議会に上程。地元建築士会の協力を得て、景観形成基準を具体的に理解するためのマニュアルの素案を作成した。

- 1 景観条例議決 平成21年3月
- 2 景観条例公布 〃 3月
- 3 景観計画策定完了 〃 3月
- 4 景観計画告示日 平成21年3月31日
- 5 景観条例施行 〃 7月1日

施工後の計画区域内での行為の届け出	⇒	16件（21年度）
		11件（22年度）
うち、審査会にかけた件数	⇒	4件（21年度2件22年度2件）
「勧告」「変更命令」	⇒	0件

平成 23 年度

景観条例の施行以降、自然素材の使用を義務付けるなど特に規制の厳しい区域である「昔懐かしい伝統的景観保全・形成区域」においては、建物の新築や改築等にあたり建築経費の増加が生じ、問題視されていた。このため、従来からおはなはん通り周辺地区で運用してきた景観形成の補助制度を見直し、景観形成基準の遵守を適正に誘導するための支援制度として改編。平成 23 年 10 月 1 日から「大洲市景観形成推進事業費補助金交付要綱」を施行し、同区域内で自然素材を用いて実施する景観形成事業に補助金の交付を開始。

* 施行後の後の同区域内での申請件数	⇒	2 件
うち、補助金の交付を決定した件数	⇒	2 件
* 計画区域内での行為の届け出	⇒	21 件 (電波塔 1 件、電柱 10 件)
うち審査会にかけた件数	⇒	2 件
* 「勧告」「変更命令」	⇒	0 件

平成 24 年度

* 区域内での補助金申請件数	⇒	4 件
うち、補助金の交付を決定した件数	⇒	4 件
* 計画区域内での行為の届け出	⇒	23 件 (電柱 2 件、変更 3 件)
うち審査会にかけた件数	⇒	5 件
* 「勧告」「変更命令」	⇒	0 件

平成 25 年度

肱川橋通りは、大洲市景観計画の中で「親しみのある利景観創造区域」における制限がかかる場所となるが、一般国道 56 号肱川橋橋梁架替事業及び大洲交差点改良事業の用地買収により、肱川橋通りの面に対して、自然素材を用いた外壁、建具及びその他に対する行為に対し、予算の範囲内で、補助金を交付し、より和風の趣がある町並み景観を創造することを目的に平成 25 年 7 月 1 日に補助要綱を改正した。但し、平成 36 年 3 月 30 日までに行われるものに限った期間限定の補助としている。

* 区域内での補助金申請件数	⇒	5 件
うち、補助金の交付を決定した件数	⇒	5 件
* 計画区域内での行為の届け出	⇒	40 件 (電柱 7 件、変更 4 件)
うち審査会にかけた件数	⇒	6 件
* 「勧告」「変更命令」	⇒	1 件

平成 26 年度

* 区域内での補助金申請件数	⇒	3 件
うち、補助金の交付を決定した件数	⇒	3 件
* 計画区域内での行為の届け出	⇒	29 件 (電柱9件、変更1件)
うち審査会にかけた件数	⇒	4 件
* 「勧告」「変更命令」	⇒	1 件

2) 課 題

- 1) 住民意識の中に根強い「なぜ今、景観なのか？」という意識をどうするか。
* 良好な景観形成事業が、地域活性化に果たす役割を明確に示していく必要がある。
- 2) 「美しい景観を育む」ことに関して、総論賛成、各論反対という意見が多い。
* 良好な景観形成が、「地域のブランド化に果たす役割」・「土地の評価を上げ、資産価値を高める可能性」等についても言及する必要があるが、これを数値で示すことが困難である。地元建築士会やプレハブメーカー、不動産業界ともネットワークを張り、建築改修・新築等を行う際の相談窓口の確立、運営についても、民間のネットワークシステムとして整備を考える。
- 3) 「地域環境への無関心」「モラルの低下」に関しどのように意識啓発をしていくか
* 地域の特性や魅力を学ぶことを意識した「案内・サインの整備」や有効な勉強会、イベント等を開催しながら、市民の意識の醸成を図り、郷土への誇りと愛着を育てることで、美観の保全・創出に対する意識を高めモラルの向上につなげる。特に、小中学生でも参加できる景観意識の啓発イベントを工夫しながら、イベント運営を司る市民団体の育成にも注力する。
- 4) まちの高齢化と空洞化の進行の中で、景観区域における緩やかな規制のみでの運用で、景観の担保は可能か。
* 既に空家・空地の急増する中で、「補助金制度があっても老朽施設の活用はせず取り壊す」という所有者も増えてきている。土地・建物活用の可能性まで提示し得る方策が必要。
- 5) 喫緊の課題
* 古民家再生と空地の活用等への具体的な助言・指導。
⇒ ファザードの保全・整備に係る支援制度の拡充に加え、耐震や用途の面で

基準法を意識した具体的な古民家再生プランの実現化、土地活用の在り方について一歩踏み込んだ助言・指導が必要。

⇒空家情報や地権者情報の一元化を図るには、民間の関連業者と連携して情報共有に係るネットワークを構築することが望ましく、民間事業者を中核とした「大洲市空家・空地バンク（仮称）」の創設を検討したい。

3. 所 感

愛媛県西部に位置する市域 432 h k m の伊予の小京都といわれる愛媛県大洲市の景観計画策定事業を視察して、まず平成 7 年に完成した、800m に及ぶ城壁風護岸が目に入り、また、肱川沿いに平成 16 年に復元完了した 4 層の大洲城天守閣が聳え立つ景観は、歴史的風致維持向上計画ができる町並みであった。



小さな田舎町の風情が、城下町の形を留めており景観形成事業に目を向けられた原点が伺える。

平成の早くから景観維持に取り組まれている。しかし昭和 60 年代には 5 万 7 千人の人口が少子高齢化で現在 4 万 7 千人と減少し、空家・空地が増えてきたことによる景観形成事業の難しさが課題として挙げられている。平成 18 年から 20 年にかけて景観検討委員会を 9 回、景観検討協議会を 6 回、ワークショップを 12 回、市民説明会を 12 回重ねての条例制定であり、市民との協働によって推し進められる事業である。

松阪市に於いては、城下町松阪のシンボルであった鍵の手状の町並みは、昭和の経済成長期に拡張工事でなくなったが、今残っている歴史的景観をマッチングしながらどのように残していくかが今後の課題である。

愛媛県松山市の行政視察

視察日 平成27年2月3日(火)

視察事項 「誇れる環境モデル都市まつやま」について

対 応	松山市環境部	環境事業推進課	課長	門田 恒夫 氏
	同	環境事業推進課		
		地球温暖化対策チームリーダー	主査	泉 正三 氏
	同	環境事業推進課		槌谷 尚士 氏
	松山市議会事務局	議事調査課	課長	戸部 健一 氏
	同	議事調査係	主任	高須賀幸恵 氏

松山市役所

〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6

NBF松山日銀前ビル4階

TEL 089-948-6523 内線 2334 (環境事業推進課)



1. 松山市の概要

松山市は愛媛県の中央部に位置し、瀬戸内海に突き出た高縄半島の西部に位置する。平成17年1月に2町と合併して四国初の50万人都市となった。市の西側に広がる瀬戸内海は好漁場となっており、優れた景観から日本初の瀬戸内海国立公園に指定されている。

気候は温暖な瀬戸内海気候で、年間日照時間は全国平均を大きく上回る2,000時間以上で、降水量も少ない。

市内には日本100名城の松山城や、120年の歴史のある日本最古の道後温泉などが観光客に人気で、俳人正岡子規の生まれた町でもあり、また夏目漱石の小説「坊ちゃん」の舞台となった町でもある。

松山市の産業は観光業や、みかんに代表される農業、科学繊維を中心とした製造業が盛んで、沿岸部には工業地帯が広がっている。

人口は約51万5000人、面積は429km²、愛媛県の県庁の所在地である。

2、「誇れる環境モデル都市まつやま」の取り組みについて

松山市は平成25年3月に環境モデル都市に指定された。現在全国1700都市の中で同モデル都市に指定されているのは23自治体で、四国では高知県檜原町と2つの都市である。

1) 環境からみたまちづくり

松山市では「環境からみたまちづくり」として次の4つの取り組みを行っている。

①大洋エネルギーの活用

松山市では全国平均を大きく上回る2,000時間の年間日照時間や、温暖で雨が少ないなどの気候から、太陽エネルギーを積極的に活用している。25年度末の太陽光発電件数は9,409件で発電量は39.98MW、世帯普及率は4.1%で国内トップクラスである。

②ごみの減量

ごみの減量については、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）の推進を中心に進められてきており、人口50万人以上の都市の1人一日当たりのごみの量としては8年連続（平成18年～平成25年）して最少を記録し、平成25年度では816.5gを記録している。

③節水

松山市の水道の水源地である石手川ダムが平成6年に百年に一度という異常渇水に見舞われた。このダムは昭和30年代に将来のピーク人口を37万人と予想して造られたため、現在の人口50万に対応しきれないところとなっている。このため松山市では、節水型機器や雨水利用設備の導入と節水意識の啓発など節水に取り組んだ。その結果、1人一日当たりの水の使用量は290ℓとなり、中核市の中でトップクラスになっている。

④歩いて暮らせるまち

松山市は松山城跡を中心にまちが集約しており、自動車の利用を抑え、路面電車や自転車の利用を促進した。その結果、自動車からのCO₂の排出量は地方都市平均を大きく下回っている。

2) 松山サンシャインプロジェクトの推進

松山市では年間で2,000時間を越える日照時間や、温暖（年平均気温：16.5度）で降水量が少ない（年間1,300mm程度）など太陽エネルギーの活用に適した気象条件があり、「脱温暖化・産業創出」を目的に平成19年に「松山サンシャインプロジェクト」を立ち上げた。

この計画は、燃料を必要とせず、二酸化炭素を排出しない太陽光発電の普及に力をいれるもので、公共施設や一般住宅への設置を進めている。平成26年3月末現在では、公共施設の太陽光発電設備の設置は66件で、そのうち小中学校への設置は46校、目標達成率は71.8%となっている。一方市内住宅への設置件数は9,409件で世帯普及率は4.1%となっている。

個人または法人には補助金制度があり、10kW未満では3.6万円/kW（30kW上限10.8万円まで補助）の補助制度がある。

3) スマートコミュニティの推進

松山市が取り組んでいる「スマートコミュニティ」とは、「賢く（スマート）にエネルギーを使う」という意味で用いられ、地域社会がエネルギーを消費するだけでなく、蓄え、賢く使うことを前提に地域単位で総合的に管理する取り組み。

松山市では道後地区の温泉熱利用に関する提案があり、地域活性化調査が行われている。これでは次の7つの可能性調査が行われている。

- ①地区内のエネルギーの使用量調査
- ②地域住民に対するヒヤリング調査
- ③温泉熱を利用した低温度差発電
- ④コジェネレーション（1つの資源で2つ異常のエネルギーを生み出す）
- ⑤温泉熱利用でヒートポンプシステム
- ⑥温泉熱利用の栽培システム
- ⑦温泉熱利用のハウス栽培野菜のブランド化

4) 歩いて楽しい健康増進のまちづくりの推進

同市では「歩く」ことは健康増進につながり、医療費の削減につながることから、歩行回遊を支援・促進していくことになり、快適な暮らしに必要な上下水道や道路な

ど、生活基盤を整備するとともに、歴史や地域性を生かした緑あふれる美しい街並みを形成していく取り組みを始めた。

5) 地域循環システムの推進

この取り組みは循環型・自然共生型社会を目指すもので、環境教育、ごみ減量、音質効果ガスの削減などの取り組みの中で、各種リサイクルを推進していく。この事業では、障害者との協働で古着や廃食用油等の再資源化の推進、リサイクル家電の販売、バイオ燃料の使用、節水器の補助制度などに取り組んでいる

3. 所 感

松山市が取り組んでいる「環境モデル都市」に指定されているのは全国で23自治体と少ない。この制度には国の補助金はないが、これからの自治体が目指していく大きな方向を見たような気がした。

同市では太陽光発電、ごみ減量、節水、リサイクル、バイオ燃料利用、温室効果ガスの排出抑制など総合的な取り組みが行われており、そして大きな結果を出している。50万都市の悩みとしては、この環境への取り組みが市民にまだまだ浸透していなく、取り組みのアピールが難しいということであった。

どこの自治体でも多かれ少なかれ環境への取り組みを行っているが、同市のように総合的な徹底した取り組みは少ないのではないか。同市では自前の燃焼灰の溶解炉を持っているが、50万都市ならではのことであり、このことと温泉熱利用以外は大いに参考になった。

高知県宿毛市の行政視察

視察日 平成27年2月4日(水)
視察事項 バイオマスタウン構想について
応 対 宿毛市議会 議長 浦尻 和伸 氏
宿毛市産業振興課 課長 黒田 厚 氏
宿毛市企画課 政策企画係 主事 国松さやか 氏
宿毛市議会事務局 事務局長 朝比奈淳司 氏
同 次長兼調査係長 松本 政代 氏
株式会社 グリーンエネルギー研究所
宿毛事業本部 取締役事業本部長 永野 正朗 氏
宿毛事業本部 総務課長 久富 博司 氏

宿毛市役所

☎788-8686 高知県宿毛市桜町 2-1

TEL 0886-63-1117 (産業振興課)

株式会社 グリーンエネルギー研究所

☎788-0783 高知県宿毛平田町戸内 3661-55

TEL 0886-62-2262



1. 宿毛市の概要

宿毛市は高知県の、そして四国の西南端に位置し、南側を愛媛県に接する。温暖な気候であり、宿毛湾には豊富な水産資源を有し、ブリやマダイの養殖や沖の島周辺で漁獲されるキビナゴが有名である。また農業の主産品は柑橘類やブロッコリー、オクラなどで、全国的な産地として認知されている。

昭和30年代後半からの高度成長期に若者を中心として大都会への人口流出が起き、過疎化が進んでいった。この過疎化解消のため、西南中核工業団地の造成や宿毛湾港整備など事業が進められた。

人口は約22,000人(平成27年1月現在)、面積は285km²で、そのうち85%が山林である。

2 バイオマスタウン構想について

宿毛市のバイオマスタウン構想の中核となる「株式会社 グリーンエネルギー研究所」は、高知工科大学の教授が中心となり、環境ベンチャー企業として平成24年7月に設立された。資本金は2億円で、市の工業団地に宿毛バイオマス発電所と木質ペレット製造所が建設された。

1) 宿毛バイオマス発電所

発電出力は6,500kwhで20,000世帯分に相当する。年間の計画売電量は4,500万kwhで原料使用量は約9万t/年。

原料は未利用材・一般木材で、間伐材ほか屋敷木も買い取られ、また枝葉も持ち込みが可能である。木材の買取り価格は、一般買取りで4,500円～6,000円/tで、市が発行する

「合法性・持続可能性及び発電利用に供する間伐材等由来の木質バイオマス証明書」が必要である。その他森林などを有するものは、協会・団体の証明が必要である。



2) 木質ペレット製造所

生産能力は2.5t/時、年間生産規模は5,000～15,000t。使用原料は針葉樹丸太、背板・おが粉等製材端材。



3) 所 感

宿毛バイオマス発電所の発電出力は6,500kwhで20,000世帯分に相当する。松阪市で昨年11月に稼働を始めた松阪木質バイオマス発電所の発電出力が5,000kwh、また年間の原料使用量は宿毛が60,000t、松阪が55,000とほぼ同じ規模の発電所であった。

バイオマス発電は太陽光発電や、風力発電に比べると昼も夜もコンスタントに発電ができる特徴がある。ただ無尽蔵にある太陽光や風力に対して、絶えず原料を供給しなければならない宿命もある。宿毛市も松阪市も稼働したばかりで、当面は原料のストックが多量にあるが、1年ほど経過した時どのような状態になっているか、興味がある。宿毛市の市域の84%が森林であるということで、原料補給条件は揃っているが、どれだけ絶え間なく原料の供給ができるかがカギになる。

原料の買取り価格は松阪市が一律6,000円/tに対して、宿毛市では含水量などで4,500/t~6,000円/tと変化をつけている。また松阪市では原料の持ち込む者は登録をして、間伐の申請をしなければならないが、宿毛市では持ち込む当日に証明書に記入すればよいだけで簡易である。持ち込む原料は間伐材に限定される松阪市に対して、雑木や庭木でも可能であり、枝葉でも受け付けるようにしているとのことである。

— 以上 —